

「申告基準に達していないが、独占が疑われる事業者の集中に対する

証拠収集に関する暫定弁法（草案）についての意見募集

独占禁止法執行における透明性を高め、申告基準に達していないが競争を排除、制限する効果を有し、又は有する恐れがあると疑われる事業者の集中に対する受理、調査前における証拠収集行為を規範化するため、商務部は「申告基準に達していないが、独占が疑われる事業者の集中に対する証拠収集に関する暫定弁法（草案）」の作成を組織した。各分野の意見を充分に聴取し、その実行可能性及び運用可能性を保証するため、作成した「弁法」についてインターネット上で意見募集を行う。当該「弁法」について社会の各界からの修正提案及び意見提出を歓迎する。

意見・フィード・バックの締め切りは2009年2月16日とする。

FAX：010-65198998、85093144

Eメール：fldj@mofcom.gov.cn

連絡先：北京市東長安街2号商務部独占禁止局監察法執行処（100731）

（注：「弁法（草案）」の各条文の見出しへは提示目的に過ぎず、各条文の解釈に影響を及ぼさない。）

申告基準に達していないが、独占が疑われる事業者の集中に対する

証拠収集についての暫定弁法

（草案）

第1条 「立法の目的」

申告基準に達していないが、競争を排除、制限する効果を有し、又は有する恐れがあ

- 1 -

*本資料はKLO投資コンサルティング（上海）有限公司（著作権者）のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含みます。原文については<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106010097.html>よりご覧頂けます。

ると疑われる事業者の集中に対する受理、調査前における証拠収集行為を規範化するため、「中華人民共和国独占禁止法」（以下、「独占禁止法」という）及び「事業者の集中についての申告基準に関する国務院の規定」（以下、「規定」という）に基づき、本弁法を制定する。

第2条 「適用範囲」

中華人民共和国商務部（以下、「商務部」という）が「規定」第4条に基づき、申告基準に達していないが、競争を排除、制限する効果を有し、又は有する恐れがあると疑われる事業者の集中に対して行う証拠収集は、本弁法を適用する。

本弁法における申告基準は「規定」第3条に規定される申告基準をいう。

第3条 「証拠収集手続開始前の初步的分析」

商務部は通報、マスコミの情報、関連する部門の意見等合法的なルートから入手した情報に基づき、申告基準に達していない事業者の集中が競争を排除、制限する効果を有し、又は有する恐れがあると疑われるか否かについて初步的分析を行う。

通報が書面形式によるものでかつ関連する事実及び証拠を提供する場合、商務部は必要な初步的分析を行わなければならない。

第4条 「証拠収集手続開始にあたって考慮する要素」

商務部は初步的分析を行う際、集中に参与する事業者の市場占有率、集中が関わる地域範囲、同業種の競争者、川上・川下企業、消費者及び社会世論の反応等の要素を考慮することができる。

第5条 「証拠収集手続の開始条件」

商務部は初步的分析の結果、申告基準に達していない事業者の集中が競争を排除、制限する効果を有し、又は有する恐れがあると疑われる理由が充分にある場合、本弁法

に規定する証拠収集手続を開始しなければならない。

第6条 「証拠収集の手段」

商務部は以下の手段により証拠収集を行うことができる。

- (1) 公開されているルートから関連情報を入手する。
- (2) 集中に参与する事業者に質問し、集中に参与する事業者に集中に関する情報及び書類、資料を提供するよう要求する。
- (3) 必要な場合、関連する業種協会、業種の主管部門及び地方政府部門、集中に参与する事業者のサプライヤー、顧客、競争者並びにその他の関連する組織及び個人に対する関連データ及び状況の検証を行い、関連する情報及び書類、資料の提供に協力するよう依頼する。
- (4) 商務部が採用する必要があると判断するその他の合法的な措置。

第7条 「証拠収集の手続」

商務部は本弁法の第6条に基づいて証拠収集を行い、法執行人員は2名を下回ってはならず、かつ身分を明らかにしなければならない。

法執行人員が質問を行う場合、記録を作成しなければならず、かつ質問を受ける者が署名し確認しなければならない。法執行人員は、関連する組織及び個人に対して情報及び書類、資料の提供を要求した場合、情報及び書類、資料を提供する組織及び個人に提供資料に署名捺印するよう要求しなければならない。質問を受ける者又は証拠を提供するその他の組織又は個人が署名捺印を拒否する場合、法執行人員は当該状況を明記しなければならない。

第8条 「証拠収集の範囲」

商務部は証拠収集の段階において、申告基準に達していない事業者の集中が競争を排

除、制限する効果を有し、又は有する恐れがあると疑われるか否かを判断する際、以下の方面的証拠を収集することができる。

- (1) 集中に参与する事業者の関連市場における市場占有率。
- (2) 関連市場の規模、市場集中度及び市場競争状況。
- (3) 関連市場への参入の難易度。
- (4) 事業者の集中に対する消費者及びその他の事業者の反応。
- (5) 関連する業種協会、業種の主管部門及び地方政府部門の意見。
- (6) 集中に参与する事業者が集中前に実施し調査の上実施の事実が確認された独占行為の記録。
- (7) 事業者の集中の目的。
- (8) 商務部が収集する必要があると判断するその他の証拠。

第9条 「証拠収集完了後の処理方法」

事業者の集中が競争を排除、制限する効果を有し、又は有するが恐れがあると疑われる充分な証拠があり、受理して調査する必要がある場合、商務部は受理して調査を行わなければならない。調査の手続については、別途規定する。

受理して調査を行う必要がない場合、商務部は証拠収集を終了しなければならない。

第10条 「受理、調査前における集中に参与する事業者の陳述権」

受理して調査を行う決定を下す前に、商務部は集中に参与する事業者に対して意見陳述及び釈明の機会を与えなければならない。

第11条 「証拠の審査」

商務部は法により証拠の真実性、合法性について審査を行わなければならない。

第12条 「秘密保持義務」

商務部は証拠収集手続の開始、過程及び内容について秘密を保持しなければならない。但し、法律法規において開示しなければならない旨規定され、又は本弁法の規定に基づき証拠を収集するため関連する組織又は個人に開示する必要のある場合を除く。

前項の規定に基づいて知り得た営業秘密を開示する必要がある場合、商務部は開示する前に営業秘密の権利者より書面による同意を得なければならない。

商務部が本弁法に基づいて証拠を収集したことにより、証拠収集手続の開始、過程、内容及び関連する営業秘密を知り得た組織及び個人は、その知り得た状況について秘密を保持しなければならない。

第13条 「法的責任」

集中に参与する事業者が本弁法に基づいて行われる証拠収集に協力しない場合、商務部は入手できる最も有力な証拠に基づき、受理して調査を行うか否かを決定することができる。虚偽の資料、情報を提供した事業者に対して、商務部は「独占禁止法」第52条の規定に基づいて処罰を科すことができる。

第14条 「執行部門」

本弁法の具体的な実施については商務部独占禁止局が責任を負う。

第15条 「解釈権」

本弁法は商務部が解釈について責任を負う。

第16条 「発効日」

本弁法は____年____月____日より施行する。

*本資料はKLO投資コンサルティング（上海）有限公司（著作権者）のご好意により、ジェトロが同社から許諾を得てウェブサイトに掲載しています。本資料は仮訳の部分を含みます。原文については<http://fldj.mofcom.gov.cn/aarticle/zcfb/200901/20090106010097.html>よりご覧頂けます。